

改正福岡県暴力団排除条例

暴力団との関係を断ちましよう！！

暴力団からの離脱を促進するための措置の新設（第12条の2関係）

県が、暴力団離脱者を雇用する事業者や暴力団離脱者に対し、関係機関等と連携を図りながら、雇用や就労の支援等を行うこととされました。



福岡県暴追センターの新事業（平成28年4月1日運用開始）

- 雇用給付金（暴力団離脱者を雇用） 最大 72 万円（雇用から1年間）
- 身元保証制度（暴力団離脱者により被った損害等に対する見舞金） 最大 200 万円（雇用から1年間）

【問い合わせ】（公財）福岡県暴力団放逐運動推進センター TEL 092-651-8938

公安委員会による勧告の適用除外等の新設（第22条・第23条関係）

公安委員会は、県民、事業者等が禁止行為※を行ったことについて自ら進んで申告し、再び禁止行為を行わないことを誓約した場合は、勧告（行為の是正を求めること）を行わないこととされました。

ただし！**虚偽の申告**又は**再び禁止行為**を行った場合は公表されます。

※ 禁止行為

- 暴力団の活動又は運営に協力する目的での利益供与
- 暴力団員に自己の名義を利用させること
- 暴力団事務所として使用されることを知っての不動産譲渡等に係る契約若しくは契約の代理又は媒介

暴力団のいない明るい街へ



問い合わせ

福岡県警察本部 組織犯罪対策課 TEL 092-641-4141